

## 産業廃棄物収集運搬車の表示例

- ・車両の両側面に鮮明に見やすいよう表示することが必要です。

産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表記

- ・識別しやすい色の文字
- ・140ポイント(4.9cm)以上の大きさの文字
- ・車体に直接塗料を用いて表示する他、マグネットによる着脱式の標章を用いて表示することも可
- ・「産業廃棄物収集運搬車」を原則とします。ただし、表示する車体が小さいため、「産廃運搬車」としか記載できない場合や、既に「産業廃棄物処理業」等、表示済の場合は当該表示でも可

4.9cm 以上  
3.2cm 以上  
3.2cm 以上

# 産業廃棄物収集運搬車

## 新潟産業廃棄物株式会社

### 1 2 3 4 5 6

氏名又は名称

- ・識別しやすい色の文字
- ・90ポイント(3.2cm)以上の大きさの文字
- ・原則として許可証に記載された氏名又は名称と同じものを表示し、略称や、屋号単独による表示等は認められません。

統一許可番号(下6けた)(\*産業廃棄物収集運搬業者のみ)

- ・識別しやすい色の数字
- ・90ポイント(3.2cm)以上の大きさの数字

問合せ先

新潟市環境部廃棄物対策課産業廃棄物対策室 025-226-1411

### \* 表示場所

左右の面に鮮明かつ見やすく表示することができれば、表示の場所を問わず左右で表示の位置が非対象であっても、また運搬車本体でなく荷台や牽引される車両の両側面に表示することも差し支えありません。